

議案第18号

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（報酬の額）

第2条 前条に規定する者の報酬の額は、選挙又は投票ごと（期日前投票に係る投票管理者及び投票立会人の報酬の額については、期日前投票を行わせる日ごと）に、別表に定めるとおりとする。ただし、2以上の選挙又は投票を同時に行う場合における報酬の額は、一の選挙又は投票の選挙長等の報酬の額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、杉並区選挙管理委員会が管理する選挙につき、更正決定又は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、選挙会ごとに、次に掲げるとおりとする。ただし、更正決定又は繰上補充に係る2以上の選挙会を同日に開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、一の選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。

（1） 選挙長 6,000円

（2） 選挙立会人 5,000円

別表備考を次のように改める。

備考

1 投票管理者の職務を行う時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、7,500円（期日前投票の場合は、6,500円）とする。

2 投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、6,000円（期日前投票の場合は、5,500円）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙及び投票について適用し、同日前にその期日を公示され、又は告示される選挙及び投票については、なお従前の例による。

(提案理由)

投票管理者に交替して職務を行わせる場合の投票管理者の報酬の額を定める等の必要がある。

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>（報酬の額）</u></p>	<p><u>（報酬の額）</u></p>
<p>第2条 前条に規定する者の報酬の額は、選挙又は投票ごと（期日前投票に係る投票管理者及び投票立会人の報酬の額については、期日前投票を行わせる日ごと）に、別表に定めるとおりとする。ただし、2以上の選挙又は投票を同時に行う場合における報酬の額は、一の選挙又は投票の選挙長等の報酬の額を超えることができない。</p>	<p>第2条 前条に規定する者の報酬の額は、1日につき、別表に定めるとおりとする。ただし、2以上の選挙又は投票を同時に行う場合における報酬の額は、一の選挙又は投票の報酬の額とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、杉並区選挙管理委員会が管理する選挙につき、更正決定又は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、選挙会ごとに、次に掲げるとおりとする。ただし、更正決定又は繰上補充に係る2以上の選挙会を同日に開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、一の選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。</p> <p>(1) 選挙長 6, 0 0 0 円</p> <p>(2) 選挙立会人 5, 0 0 0 円</p>	